

平成21年1月30日

各 位

会社名 株式会社アトム
代表者名 代表取締役社長 植田 剛史
(コード番号 7412 東証・名証第二部)
問合せ先 経営企画室 室長 服部 仁志
(連絡先電話番号 052-249-5225)

**株式会社ジクトの吸収合併に伴う優先株式及び
新株予約権の割当交付に関するお知らせ**

本日別途公表致しました「株式会社アトムによる株式会社ジクトの吸収合併契約書締結に関するお知らせ」に記載の通り、当社は、平成21年3月4日開催予定の両社臨時株主総会において承認可決されることを条件として、株式会社ジクト（以下、「ジクト」といいます。）の吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を予定しております。

本合併に伴い、ジクトの優先株主に対して、当社が新たに発行する優先株式を、同じくジクトの新株予約権付社債権者に対して、当社が新たに発行する新株予約権を割当交付（以下、「本割当交付」といいます。する予定ですので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 割当交付の目的及び理由

当社は、本合併に伴い、ジクトの優先株主及び新株予約権者に対して、ジクトが発行している優先株式及び新株予約権付社債に係る新株予約権と同等のものを割当交付するため、新たに優先株式及び新株予約権を発行するものです。

2. 調達する資金の額及び使途

本割当交付は、本合併に伴う当社によるジクトの権利義務承継の一環として行われるものですので、新たに調達する資金はありません。

3.最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

決 算 期	平成18年 3月期	平成19年 3月期	平成20年 3月期
売 上 高	24,306百万円	25,039百万円	26,311百万円
営 業 利 益 又 は 損 失 (△)	633百万円	1,064百万円	1,126百万円
経 常 利 益 又 は 損 失 (△)	753百万円	1,154百万円	1,174百万円
当 期 純 利 益 又 は 損 失 (△)	△8,358百万円	112百万円	834百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	△461円37銭	2円68銭	22円07銭
1 株 当 たり 配 当 金	—	—	普通株式 1円 優先株式 4円
1 株 当 たり 純 資 産	40円08銭	64円54銭	83円78銭

(2) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

4.本割当交付後の大株主及び持株比率

(1) アトム第1回優先株式 (平成17年7月14日発行済)

株 主	保有株式数	保有比率
株 式 会 社 コ ロ ワ イ ド	9,000,000株	100.0%
合 計	9,000,000株	100.0%

(2) アトム第2回優先株式 (別紙1参照)

株 主	保有株式数	保有比率
株 式 会 社 足 利 銀 行	5株	71.4%
株 式 会 社 栃 木 銀 行	2株	28.5%
合 計	7株	100.0%

(3) アトム第3回優先株式 (別紙2参照)

株 主	保有株式数	保有比率
株 式 会 社 足 利 銀 行	5株	71.4%
株 式 会 社 栃 木 銀 行	2株	28.5%
合 計	7株	100.0%

(4) アトム第4回優先株式 (別紙3参照)

株 主	保有株式数	保有比率
株 式 会 社 足 利 銀 行	10株	55.5%
株 式 会 社 栃 木 銀 行	6株	33.3%
株 式 会 社 東 和 銀 行	2株	11.1%
合 計	18株	100.0%

5.今後の見通し

業績への影響額及び合併後の業績見通しにつきましては、現在精査中であり、詳細が確定次第、改めてお知らせ致します。

6.割当先の概要

当社が新たに割当交付する優先株式の割当先

① 足利銀行：第2回～第4回優先株式

(1) 商号	株式会社足利銀行	
(2) 業 業 内 容	銀行業	
(3) 設 立 年 月 日	創業 明治 28 年 10 月 1 日	
(4) 本 店 所 在 地	栃木県宇都宮市桜四丁目 1-25	
(5) 代表者の役職・氏名	代表執行役頭取 藤沢 智	
(6) 資 本 金 の 額	147,429 百万円 (平成 20 年 3 月 31 日現在)	
(7) 発 行 済 株 式 総 数	普通株式 884,880 千株 第一回甲種優先株式 150,000 千株 第二回甲種優先株式 60,000 千株 第一回乙種優先株式 85,640 千株 (平成 20 年 3 月 31 日現在)	
(8) 純 資 産	262,812 百万円 (平成 20 年 3 月 31 日現在)	
(9) 総 資 産	4,366,536 百万円 (平成 20 年 3 月 31 日現在)	
(10) 決 算 期	3 月 31 日	
(11) 従 業 員 数	481 名 (年間平均臨時雇用者 1,342 名) (平成 20 年 9 月 30 日現在)	
(12) 主 要 取 引 先	一般法人・個人他	
(13) 大株主及び持株比率	普通株式 預金保険機構 100.0% 第一回甲種優先株式 預金保険機構 100.0% 第二回甲種優先株式 預金保険機構 100.0% 第一回乙種優先株式 預金保険機構 100.0% (平成 20 年 3 月 31 日現在)	
(14) 当 社 と の 関 係	資 本 関 係	当社の資本関係はありませんが、同行はジクトの発行する優先株式 (第 1 回優先株式 5 株・第 2 回優先株式 5 株・第 3 回優先株式 10 株) を保有しております。
	人 的 関 係	該当ありません。
	取 引 関 係	当社との取引関係はありませんが、ジクトは同行と預金・借入取引等を行っております。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	同行は、当社及びジクトの関連当事者に該当致しません。

(15) 最近3年間の業績

決 算 期	平成18年 3月期	平成19年 3月期	平成20年 3月期
連 結 経 常 収 益	104,532百万円	107,793百万円	112,526百万円
連 結 経 常 利 益	42,349百万円	45,045百万円	38,393百万円
連 結 当 期 純 利 益	160,258百万円	77,906百万円	49,625百万円
1株当たり当期純利益	181円11銭	88円04銭	56円08銭
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	△600円14銭	△504円80銭	△464円05銭

② 栃木銀行：第2回～第4回優先株式

(1) 商 号	株式会社栃木銀行										
(2) 事 業 内 容	銀行業										
(3) 設 立 年 月 日	創立 昭和17年12月8日										
(4) 本 店 所 在 地	栃木県宇都宮市西二丁目1-18										
(5) 代表者の役職・氏名	取締役頭取 小林 辰興										
(6) 資 本 金 の 額	27,408百万円 (平成20年3月31日現在)										
(7) 発 行 済 株 式 総 数	普通株式 114,108千株 (平成20年3月31日現在)										
(8) 純 資 産	114,295百万円 (平成20年3月31日現在)										
(9) 総 資 産	2,348,514百万円 (平成20年3月31日現在)										
(10) 決 算 期	3月31日										
(11) 従 業 員 数	1,812名 (年間平均臨時雇用者 515名) (平成20年3月31日現在)										
(12) 主 要 取 引 先	一般法人・個人他										
(13) 大株主及び持株比率	<p>普通株式</p> <table border="0"> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)</td> <td>6.00%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>4.09%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>3.74%</td> </tr> <tr> <td>株式会社京葉銀行</td> <td>3.15%</td> </tr> <tr> <td>栃木銀行行員持株会</td> <td>2.85%</td> </tr> </table> <p>(平成20年3月31日現在)</p>	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	6.00%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4.09%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3.74%	株式会社京葉銀行	3.15%	栃木銀行行員持株会	2.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	6.00%										
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4.09%										
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3.74%										
株式会社京葉銀行	3.15%										
栃木銀行行員持株会	2.85%										
(14) 当 社 と の 関 係	資 本 関 係	当社の資本関係はありませんが、同行はジクトの発行する優先株式 (第1回優先株式2株・第2回優先株式2株・第3回優先株式6株) を保有しております。									
	人 的 関 係	該当ありません。									
	取 引 関 係	当社との取引関係はありませんが、ジクトは同行と預金・借入取引等を行っております。									
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	同行は、当社及びジクトの関連当事者に該当致しません。									

(15) 最近3年間の業績

決 算 期	平成18年 3月期	平成19年 3月期	平成20年 3月期
連 結 経 常 収 益	54,21 百万円	54,312 百万円	57,929 百万円
連 結 経 常 利 益	5,003 百万円	9,486 百万円	8,502 百万円
連 結 当 期 純 利 益	4,345 百万円	6,279 百万円	5,464 百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	37 円 67 銭	55 円 23 銭	48 円 09 銭
1 株 当 たり 配 当 金	6 円 00 銭	6 円 50 銭	7 円 00 銭
1 株 当 たり 純 資 産	1,014 円 26 銭	1,105 円 69 銭	995 円 03 銭

③ 東和銀行：第4回優先株式

(1) 商 号	株式会社東和銀行	
(2) 事 業 内 容	銀行業	
(3) 設 立 年 月 日	大正6年6月11日	
(4) 本 店 所 在 地	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	
(5) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役頭取 吉永 國光	
(6) 資 本 金 の 額	39,565 百万円 (平成20年3月31日現在)	
(7) 発 行 済 株 式 総 数	普通株式 第一種優先株式	247,132 千株 1,500 千株 (平成20年3月31日現在)
(8) 純 資 産	36,368 百万円 (平成20年3月31日現在)	
(9) 総 資 産	1,713,599 百万円 (平成20年3月31日現在)	
(10) 決 算 期	3月31日	
(11) 従 業 員 数	1,477 名 (年間平均臨時雇用者 645 名) (平成20年3月31日現在)	
(12) 主 要 取 引 先	一般法人・個人他	
(13) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	<u>普通株式</u> モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク 7.08% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4) 5.52% 東和銀行従業員持株会 3.11% 株式会社みずほコーポレート銀行 2.49% 株式会社メデカジャパン 2.41% <u>第一種優先株式</u> 株式会社新生銀行 98.00% 株式会社東和銀行 2.00% (平成20年3月31日現在)	

(14) 当 社 と の 関 係	資 本 関 係	当社の資本関係はありませんが、同行はジクトの発行する優先株式（第3回優先株式 2株）を保有しており、またジクトは同行の普通株式（2,872千株・1.16%）を保有しております。
	人 的 関 係	該当ありません。
	取 引 関 係	当社との取引関係はありませんが、ジクトは同行と預金・借入取引等を行っております。
	関 連 当 事 者 への 該 当 状 況	同行は、当社及びジクトの関連当事者に該当致しません。

(15) 最近3年間の業績

決 算 期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期
連 結 経 常 収 益	45,945 百万円	43,305 百万円	45,865 百万円
連 結 経 常 利 益	7,454 百万円	△22,142 百万円	1,115 百万円
連 結 当 期 純 利 益	2,710 百万円	△27,415 百万円	158 百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	11 円 23 銭	△113 円 60 銭	0 円 65 銭
1 株 当 たり 配 当 金	3 円 00 銭	—	—
1 株 当 たり 純 資 産	261 円 75 銭	136 円 87 銭	97 円 69 銭

当社が新たに割当交付する新株予約権の割当先

株式会社コロワイド：株式会社ジクト第1回無担保転換社債型新株予約権付社債における新株予約権に代えて、当社が新たに割当交付する新株予約権（別紙4参照）

(1) 商 号	株式会社コロワイド
(2) 事 業 内 容	居酒屋・レストラン等直営飲食店チェーン
(3) 設 立 年 月 日	昭和 38 年 4 月 19 日
(4) 本 店 所 在 地	横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号
(5) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役会長兼社長 蔵人 金男
(6) 資 本 金 の 額	5,482 百万円（平成 20 年 3 月 31 日現在）
(7) 発 行 済 株 式 総 数	普通株式 59,684,041 株 優先株式 30 株 第 2 回優先株式 30 株 （平成 20 年 3 月 31 日現在）
(8) 純 資 産	14,639 百万円（平成 20 年 3 月 31 日現在）
(9) 総 資 産	91,896 百万円（平成 20 年 3 月 31 日現在）
(10) 決 算 期	3 月 31 日
(11) 従 業 員 数	2,817 名（年間平均臨時雇用者 8,993 名） （平成 20 年 3 月 31 日現在）
(12) 主 要 取 引 先	一般顧客他

(13) 大株主及び持株比率	普通株式	
	蔵人 金男	13.23%
	蔵人 良子	8.58%
	株式会社サンクロード	6.57%
	蔵人 賢樹	5.97%
	鈴木 理永	1.83%
	優先株式	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	100.0%
	第2回優先株式	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	100.0%
	(平成20年3月31日現在)	
(14) 主要取引銀行	みずほ銀行・三井住友銀行・あおぞら銀行・三菱東京UFJ銀行・横浜銀行	
(15) 当社との関係	資本関係	当社及びジクトは、同社の子会社に該当致します。
	人的関係	同社子会社の取締役1名が当社取締役を兼務しております。また、同社取締役2名が、ジクトの監査役を兼務しております。
	取引関係	当社は、同社子会社である株式会社コロワイドMDと仕入取引等を行っております。
	関連当事者への該当状況	当社は、当社及びジクトの関連当事者に該当致します。

(16) 最近3年間の業績

決算期	平成18年 3月期	平成19年 3月期	平成20年 3月期
売上高	93,064百万円	117,005百万円	116,616百万円
営業利益	4,339百万円	2,361百万円	2,869百万円
経常利益	3,946百万円	1,632百万円	1,964百万円
当期純利益	406百万円	232百万円	△1,017百万円
1株当たり当期純利益	8円87銭	2円65銭	△18円37銭
1株当たり配当金	普通株式 5円 優先株式 1,000,000円	普通株式 5円 優先株式 1,000,000円 第2回優先株式 1,500,000円	普通株式 5円 優先株式 1,000,000円 第2回優先株式 1,500,000円
	1株当たり純資産	281円28銭	145円73銭

発行内容の詳細につきましては、別紙1～4をご参照下さい。

以上

株式会社アトム第 2 回優先株式

<新株発行要項>

1. 募集株式の種類 : 株式会社アトム第 2 回優先株式 (以下「第 2 回優先株式」という。)
2. 募集株式の数 : 7 株
3. 第 2 回優先配当金 : (1) 当社が剰余金の配当を行う場合、当社は、第 2 回優先株式を有する株主 (以下「第 2 回優先株主」という。) 又は第 2 回優先株式の登録株式質権者 (以下「第 2 回優先登録株式質権者」という。) に対して、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) 又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、第 2 回優先株式 1 株につき、以下の算式に従い計算される金額 (円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) (以下「第 2 回優先配当金」という。) を支払う。ただし、当該事業年度において第 2 回優先中間配当金が支払われた場合、第 2 回優先配当金の支払いは、第 2 回優先中間配当金を控除した額による。
- $$\text{第 2 回優先配当金} = 100,000,000 \text{ 円} \times 1.50\%$$
- (2) ある事業年度において、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対する剰余金の配当が、1 株につき第 2 回優先配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当は、これを支払わない。
- (3) ある事業年度において、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第 2 回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額 (以下「累積未払第 2 回優先配当金」という。) については、第 2 回優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に支払う。
- (4) 第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対しては、第 2 回優先配当金を超えて配当を行わない。
4. 第 2 回優先中間配当金の額 : (1) 当社が、会社法第 454 条第 5 項に基づく剰余金の配当 (以下「中間配当」という。) を行う場合、当社は、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第 2 回優先株式 1 株につき第 2 回優先配当金の 2 分の 1 に相当する額 (以下「第 2 回優先中間配当金」という。) を支払う。
- (2) 第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対する中間配当が、1 株につき第 2 回優先中間配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する中間配当は、これを支払わない。
5. 残余財産の分配 : (1) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対して、累積未払第 2 回優先配当金相当額を支払う。

- (2) 第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対しては、累積未払第 2 回優先配当金相当額及び第 2 回優先株式 1 株につき 100,000,000 円の合計額を超えて残余財産の分配は行わない。
6. 議決権 : 第 2 回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
7. 取得請求権（転換請求権） :
- (1) 第 2 回優先株主は、本項に定める条件に従い、当社に対して、第 2 回優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。
- (2) 転換請求と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式
- (3) 転換請求と引換えに交付する株式の数
第 2 回優先株式の転換請求と引換えに第 2 回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1 株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。
- $$\text{交付する株式数} = \frac{\text{転換請求のために提出した第 2 回優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$
- (4) 転換価額
転換価額は、転換請求の効力発生日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (5) 転換請求可能期間
第 2 回優先株主が転換請求することができる期間は、平成 21 年 10 月 1 日からとする。
- (6) 転換請求受付場所
株式会社アトム 管理本部 総務・人事 G
- (7) 転換請求の効力の発生
転換請求の効力は、当社所定の転換請求書が前記の転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。
8. 取得条項①（強制転換） :
- (1) 当社は、本項に定める条件に従い、平成 25 年 9 月 30 日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制転換日」という。）において、第 2 回優先株式を取得（以下「強制転換」という。）することができる。
- (2) 強制転換と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式
- (3) 強制転換と引換えに交付する株式の数
第 2 回優先株式の強制取得と引換えに第 2 回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1 株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。
- $$\text{交付する株式数} = \frac{\text{第 2 回優先株主が保有する第 2 回優先株式の払込金額の総額}}{\text{強制転換価額}}$$
- (4) 強制転換価額
強制転換価額は、強制転換日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の

毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 第2回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

9. 取得条項②（強制償還） :

(1) 当社は、本項に定める条件に従い、平成25年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制取得日」という。）において、第2回優先株式を取得（以下「強制取得」という。）することができる。

(2) 強制取得と引換えに交付する財産（金銭に限る。）の金額（以下「償還価額」という。）は、第2回優先株式1株につき100,000,000円に強制取得日現在における累積未払第2回優先配当金相当額及び日割未払第2回優先配当金相当額を加えた額とする。

(3) 日割未払第2回優先配当金相当額は、強制取得日の属する事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、強制取得日の属する事業年度の初日から強制取得日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(4) 第2回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

(5) 強制取得は、強制取得日における分配可能額から、強制取得日が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当し又は支払うことを決定した金額及び強制取得日が属する事業年度において既に強制取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得金額を含む。）額の合計額を控除した金額を限度とする。

10. 種類株主総会 :

当社が以下に掲げる行為を行う場合において、当該行為につき第2回優先株主による種類株主総会の決議を要しない。

(1) 定款変更（株式の種類を追加、株式の内容の変更又は発行可能株式総数若しくは発行可能種類株式総数の増加に関するものを除く。）

(2) 株式の併合又は分割

(3) 株式の株主割当て又は無償割当て

(4) 新株予約権の株主割当て又は無償割当て

11. 譲渡制限 :

第2回優先株式の譲渡又は取得については、第2回優先株主又は取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない。

12. 優先順位 :

(1) 当社の優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、第1回優先株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(2) 当社の剰余財産を分配するときは、第1回優先株式を第1順位とし、当社普通株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る剰余財産の分配の支払順位は、それぞれ同順位とする。

以上

株式会社アトム第 3 回優先株式

<新株発行要項>

1. 募集株式の種類 : 株式会社アトム第 3 回優先株式 (以下「第 3 回優先株式」という。)
2. 募集株式の数 : 7 株
3. 第 3 回優先配当金 : (1) 当社が剰余金の配当を行う場合、当社は、第 3 回優先株式を有する株主 (以下「第 3 回優先株主」という。) 又は第 3 回優先株式の登録株式質権者 (以下「第 3 回優先登録株式質権者」という。) に対して、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) 又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、第 3 回優先株式 1 株につき、以下の算式に従い計算される金額 (円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) (以下「第 3 回優先配当金」という。) を支払う。ただし、当該事業年度において第 3 回優先中間配当金が支払われた場合、第 3 回優先配当金の支払いは、第 3 回優先中間配当金を控除した額による。
- $$\text{第 3 回優先配当金} = 100,000,000 \text{ 円} \times 1.50\%$$
- (2) ある事業年度において、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対する剰余金の配当が、1 株につき第 3 回優先配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当は、これを支払わない。
- (3) ある事業年度において、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第 3 回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額 (以下「累積未払第 3 回優先配当金」という。) については、第 3 回優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に支払う。
- (4) 第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対しては、第 3 回優先配当金を超えて配当を行わない。
4. 第 3 回優先中間配当金の額 : (1) 当社が、会社法第 454 条第 5 項に基づく剰余金の配当 (以下「中間配当」という。) を行う場合、当社は、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第 3 回優先株式 1 株につき第 3 回優先配当金の 2 分の 1 に相当する額 (以下「第 3 回優先中間配当金」という。) を支払う。
- (2) 第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対する中間配当が、1 株につき第 3 回優先中間配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する中間配当は、これを支払わない。
5. 残余財産の分配 : (1) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対して、累積未払第 3 回優先配当金相当額を支払う。

- (2) 第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対しては、累積未払第3回優先配当金相当額及び第3回優先株式1株につき100,000,000円の合計額を超えて残余財産の分配は行わない。
6. 議決権 : 第3回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
7. 取得請求権（転換請求権） :
- (1) 第3回優先株主は、本項に定める条件に従い、当社に対して、第3回優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。
- (2) 転換請求と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式
- (3) 転換請求と引換えに交付する株式の数
第3回優先株式の転換請求と引換えに第3回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。
- $$\text{交付する株式数} = \frac{\text{転換請求のために提出した第3回優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$
- (4) 転換価額
転換価額は、転換請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (5) 転換請求可能期間
第3回優先株主が転換請求することができる期間は、平成22年10月1日からとする。
- (6) 転換請求受付場所
株式会社アトム 管理本部 総務・人事G
- (7) 転換請求の効力の発生
転換請求の効力は、当社所定の転換請求書が前記の転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。
8. 取得条項①（強制転換） :
- (1) 当社は、本項に定める条件に従い、平成25年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制転換日」という。）において、第3回優先株式を取得（以下「強制転換」という。）することができる。
- (2) 強制転換と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式
- (3) 強制転換と引換えに交付する株式の数
第3回優先株式の強制取得と引換えに第3回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。
- $$\text{交付する株式数} = \frac{\text{第3回優先株主が保有する第3回優先株式の払込金額の総額}}{\text{強制転換価額}}$$
- (4) 強制転換価額
強制転換価額は、強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の

毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 第3回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

9. 取得条項②（強制償還） :

(1) 当社は、本項に定める条件に従い、平成25年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制取得日」という。）において、第3回優先株式を取得（以下「強制取得」という。）することができる。

(2) 強制取得と引換えに交付する財産（金銭に限る。）の金額（以下「償還価額」という。）は、第3回優先株式1株につき100,000,000円に強制取得日現在における累積未払第3回優先配当金相当額及び日割未払第3回優先配当金相当額を加えた額とする。

(3) 日割未払第3回優先配当金相当額は、強制取得日の属する事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、強制取得日の属する事業年度の初日から強制取得日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(4) 第3回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

(5) 強制取得は、強制取得日における分配可能額から、強制取得日が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当し又は支払うことを決定した金額及び強制取得日が属する事業年度において既に強制取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得金額を含む。）額の合計額を控除した金額を限度とする。

10. 種類株主総会 :

当社が以下に掲げる行為を行う場合において、当該行為につき第3回優先株主による種類株主総会の決議を要しない。

(1) 定款変更（株式の種類を追加、株式の内容の変更又は発行可能株式総数若しくは発行可能種類株式総数の増加に関するものを除く。）

(2) 株式の併合又は分割

(3) 株式の株主割当て又は無償割当て

(4) 新株予約権の株主割当て又は無償割当て

11. 譲渡制限 :

第3回優先株式の譲渡又は取得については、第3回優先株主又は取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない。

12. 優先順位 :

(1) 当社の優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、第1回優先株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(2) 当社の剰余財産を分配するときは、第1回優先株式を第1順位とし、当社普通株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る剰余財産の分配の支払順位は、それぞれ同順位とする。

以上

株式会社アトム第 4 回優先株式

＜新株発行要項＞

1. 募集株式の種類 : 株式会社アトム第 4 回優先株式（以下「第 4 回優先株式」という。）
2. 募集株式の数 : 18 株
3. 第 4 回優先配当金 : (1) 当社が剰余金の配当を行う場合、当社は、第 4 回優先株式を有する株主（以下「第 4 回優先株主」という。）又は第 4 回優先株式の登録株式質権者（以下「第 4 回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第 4 回優先株式 1 株につき、以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）（以下「第 4 回優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第 4 回優先中間配当金が支払われた場合、第 4 回優先配当金の支払いは、第 4 回優先中間配当金を控除した額による。
- $$\text{第 4 回優先配当金} = 100,000,000 \text{ 円} \times 1.50\%$$
- (2) ある事業年度において、第 4 回優先株主又は第 4 回優先登録株式質権者に対する剰余金の配当が、1 株につき第 4 回優先配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当は、これを支払わない。
- (3) ある事業年度において、第 4 回優先株主又は第 4 回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第 4 回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払第 4 回優先配当金」という。）については、第 4 回優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第 4 回優先株主又は第 4 回優先登録株式質権者に支払う。
- (4) 第 4 回優先株主又は第 4 回優先登録株式質権者に対しては、第 4 回優先配当金を超えて配当を行わない。
4. 第 4 回優先中間配当金の額 : (1) 当社が、会社法第 454 条第 5 項に基づく剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行う場合、当社は、第 4 回優先株主又は第 4 回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第 4 回優先株式 1 株につき第 4 回優先配当金の 2 分の 1 に相当する額（以下「第 4 回優先中間配当金」という。）を支払う。
- (2) 第 4 回優先株主又は第 4 回優先登録株式質権者に対する中間配当が、1 株につき第 4 回優先中間配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する中間配当は、これを支払わない。
5. 残余財産の分配 : (1) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第 4 回優先株主又は第 4 回優先登録株式質権者に対して、累積未払第 4 回優先配当金相当額を支払う。

- (2) 第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対しては、累積未払第4回優先配当金相当額及び第4回優先株式1株につき100,000,000円の合計額を超えて残余財産の分配は行わない。
6. 議決権 : 第4回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
7. 取得請求権（転換請求権） :
- (1) 第4回優先株主は、本項に定める条件に従い、当社に対して、第4回優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。
- (2) 転換請求と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式
- (3) 転換請求と引換えに交付する株式の数
第4回優先株式の転換請求と引換えに第4回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。
- $$\begin{array}{l} \vdots \\ \vdots \\ \vdots \end{array} \begin{array}{l} \text{交付する} \\ \text{株式数} \end{array} = \frac{\text{転換請求のために提出した第4回優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}} \begin{array}{l} \vdots \\ \vdots \\ \vdots \end{array}$$
- (4) 転換価額
転換価額は、転換請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (5) 転換請求可能期間
第4回優先株主が転換請求することができる期間は、平成23年10月1日からとする。
- (6) 転換請求受付場所
株式会社アトム 管理本部 総務・人事G
- (7) 転換請求の効力の発生
転換請求の効力は、当社所定の転換請求書が前記の転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。
8. 取得条項①（強制転換） :
- (1) 当社は、本項に定める条件に従い、平成25年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制転換日」という。）において、第4回優先株式を取得（以下「強制転換」という。）することができる。
- (2) 強制転換と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式
- (3) 強制転換と引換えに交付する株式の数
第4回優先株式の強制取得と引換えに第4回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。
- $$\begin{array}{l} \vdots \\ \vdots \\ \vdots \end{array} \begin{array}{l} \text{交付する} \\ \text{株式数} \end{array} = \frac{\text{第4回優先株主が保有する第4回優先株式の払込金額の総額}}{\text{強制転換価額}} \begin{array}{l} \vdots \\ \vdots \\ \vdots \end{array}$$
- (4) 強制転換価額
強制転換価額は、強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の

毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 第4回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

9. 取得条項②（強制償還） :

(1) 当社は、本項に定める条件に従い、平成25年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制取得日」という。）において、第4回優先株式を取得（以下「強制取得」という。）することができる。

(2) 強制取得と引換えに交付する財産（金銭に限る。）の金額（以下「償還価額」という。）は、第4回優先株式1株につき100,000,000円に強制取得日現在における累積未払第4回優先配当金相当額及び日割未払第4回優先配当金相当額を加えた額とする。

(3) 日割未払第4回優先配当金相当額は、強制取得日の属する事業年度に係る第4回優先配当金について、1年を365日とし、強制取得日の属する事業年度の初日から強制取得日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(4) 第4回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

(5) 強制取得は、強制取得日における分配可能額から、強制取得日が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当し又は支払うことを決定した金額及び強制取得日が属する事業年度において既に強制取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得金額を含む。）額の合計額を控除した金額を限度とする。

10. 種類株主総会 :

当社が以下に掲げる行為を行う場合において、当該行為につき第4回優先株主による種類株主総会の決議を要しない。

(1) 定款変更（株式の種類を追加、株式の内容の変更又は発行可能株式総数若しくは発行可能種類株式総数の増加に関するものを除く。）

(2) 株式の併合又は分割

(3) 株式の株主割当て又は無償割当て

(4) 新株予約権の株主割当て又は無償割当て

11. 譲渡制限 :

第4回優先株式の譲渡又は取得については、第4回優先株主又は取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない。

12. 優先順位 :

(1) 当社の優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、第1回優先株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(2) 当社の残余財産を分配するときは、第1回優先株式を第1順位とし、当社普通株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、それぞれ同順位とする。

以上

株式会社ジクト
第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
新株予約権要項

1. 新株予約権の内容

- (1) 株式会社ジクト第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本社債」という。）に付する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の数
各本社債に付する本新株予約権の数は、額面金額 10,000,000 円につき 1 個とし、合計 220 個の本新株予約権を発行する。なお、本社債の券面総額に対する新株予約権の付与割合は 100 パーセントとする。
- (2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (a) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。なお、当社普通株式は、社債、株式等の振替に関する法律の適用を受ける。
 - (b) 本新株予約権の目的である株式の数（以下「目的株式数」という。）は、行使に係る新株予約権を付した本社債（以下「代用社債」という。）の払込金額の総額を行使価額で除して得られる最大整数とする。この場合に 1 株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
 - (a) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、代用社債とする。
 - (b) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「出資価額」という。）は、代用社債の払込金額と同額とし、目的株式数 1 株当たりの出資価額（以下「行使価額」という。）は、当初 150 円とする。
 - (c) 本新株予約権を行使したときは、100 円につき 100 円の割合をもって当社に対する代用社債の交付がなされ、かかる交付をもって本新株予約権の行使に際して出資される財産の出資がなされたものとみなす。この場合、当該行使により当社に交付された代用社債は、当該行使の効力発生と同時に消滅する。
- (4) 本新株予約権を行使することができる期間
本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）は、平成 21 年 3 月 26 日から償還日の前日（同日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。）までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第 40 条第 1 項に定める額の 2 分の 1 の額を資本金として計上し（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。

(6) 行使価額の調整

- (a) 当社は、本社債の発行後、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合、以下の算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整し、以下に定める各時期以降、当該調整後行使価額を適用する。調整後行使価額は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規交付普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規交付普通株式数}}$$

- (i) 時価を下回る払込金額をもって普通株式を募集する場合。

調整後行使価額は、払込期日の翌日以降又は株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の無償割当又は株式の分割により普通株式を交付する場合。

調整後行使価額は、株式の無償割当又は分割のための割当日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得と引換えに交付される普通株式 1 株当たりの払込み又は給付に係る財産の価額が時価を下回ることとなる取得請求権付き又は取得請求権付きの株式、新株予約権又は新株予約権付社債（以下「取得株式等」という。）を交付する場合。

調整後行使価額は、その取得株式等の払込期日又は割当日に、交付される取得株式等の全てが取得され、その取得と引換えに当社の普通株式が交付されたものとみなし、取得株式等の交付日又は割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、取得と引換えに交付される普通株式 1 株当たりの払込み又は給付に係る財産の価額が、取得株式等の払込期日又は割当日において確定しない場合、調整後行使価額は、取得され得る最初の日の前日に交付され、かつ、取得株式等の全てが取得されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- (iv) 新株予約権の行使により交付される普通株式 1 株当たりの出資、払込み又は給付に係る財産の価額が時価を下回ることとなる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を交付する場合。

調整後行使価額は、新株予約権の割当日に、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなし、新株予約権の割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、新株予約権の行使に際して交付される普通株式 1 株当たりの出資、払込み又は給付に係る財産の価額が、新株予約権の割当日において確定しない場合、調整後行使価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に交付され、かつ、全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- (b) 本第(6)項において、「時価」とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

- (c) 本第(6)項第(a)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に

は、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

(i) 吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、資本金若しくは準備金の減少、自己株式若しくは自己新株予約権の取得又は株式の併合により、行使価額の調整を必要とする場合。

(ii) 上記(i)のほか、当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、行使価額の調整を必要とする場合。

(iii) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されていると判断される場合。

(d) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整を行わない。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し調整後行使価額を算出する場合、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額から当該差額を差し引いた額を使用する。

(e) 行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とする。

(f) 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当がある場合はその割当日又は株主割当がない場合は調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、調整後行使価額を適用する日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。

(g) 行使価額調整式で使用する1株当りの払込金額とは、それぞれ以下の金額をいう(金銭以外の財産による出資、払込み又は給付の場合には、会社法に従い決定される適正な価額とする。)

(i) 上記第(a)号(i)の場合は、当該払込金額

(ii) 上記第(a)号(ii)の場合は、0円

(iii) 上記第(a)号(iii)の場合は、取得と引換えに交付される普通株式1株当たりの払込み又は給付に係る財産の価額

(iv) 上記第(a)号(iv)の場合は、新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの出資、払込み又は給付に係る財産の価額

(h) 本第(6)項により行使価額の調整を行った場合、当社は、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本社債権者に対して通知する。

(7) 行使請求等

(a) 本社債の行使請求受付事務は、株式会社アトム管理本部総務・人事 G (以下「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。

(b) 行使請求しようとする社債権者は、あらかじめ当社の指定する口座管理機関に社債権者名義の振替口座を開設し、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、その社債券を添えて本項第(4)号の行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

(c) 行使請求受付場所に対して行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

- (d) 行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着した日に発生する。
- (e) 当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

2. 割当方法

株式会社ジクトとの合併に伴い、株式会社ジクトの新株予約権付社債権者に対して割り当てる。

以上